

資料Ⅱ 外部監査制度とは

1 外部監査制度の概要

平成9年6月に地方自治法が改正され、監査機能の専門性・独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼を高めるため、外部監査制度が導入されました。

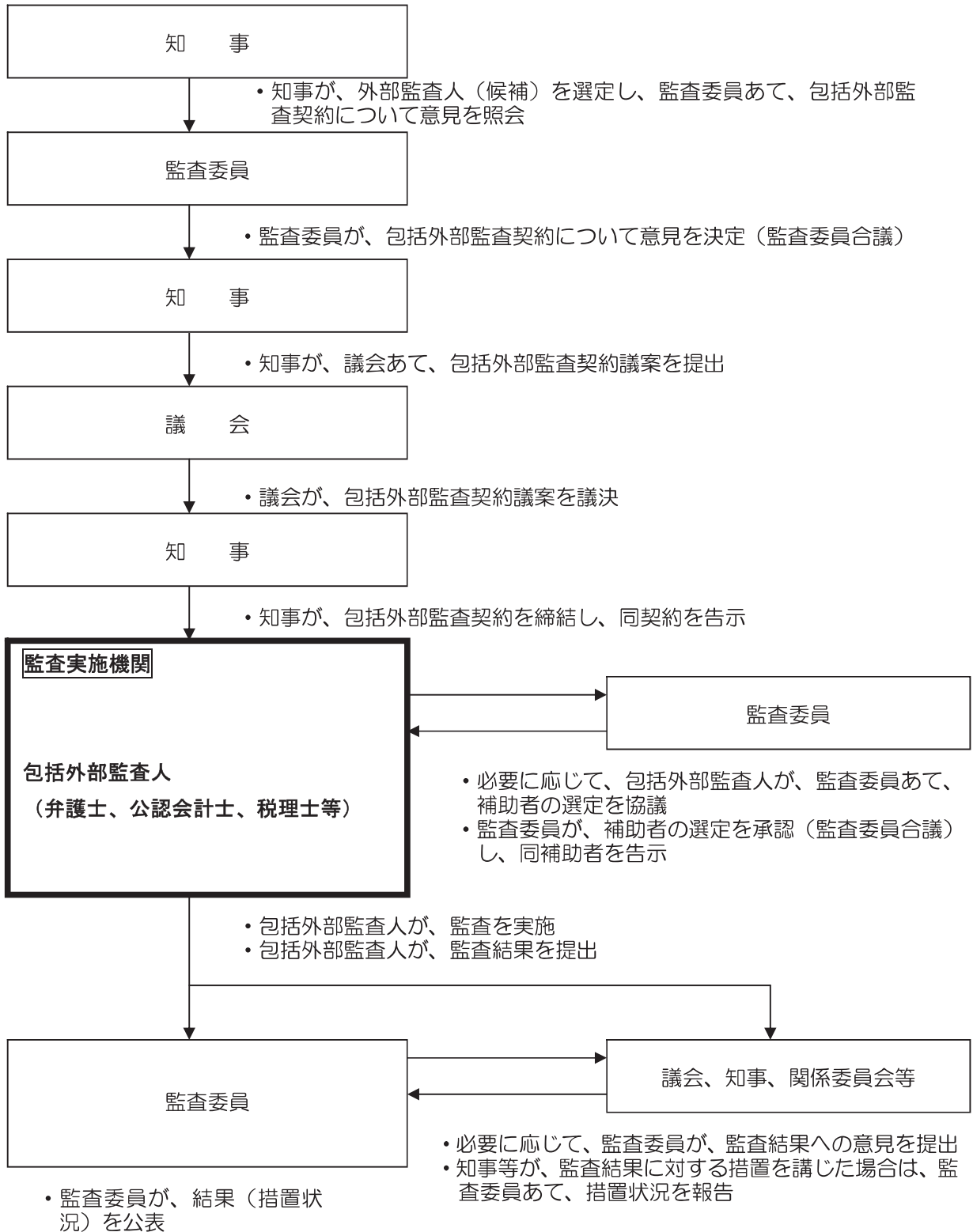
本制度は、監査委員の監査に加えて、弁護士、公認会計士、税理士などを「外部監査人」に起用して、地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化と監査機能に対する住民の信頼を高めることをねらいとしています。

本制度は、知事が公認会計士等と外部監査契約を締結して実施しますが、次の2種類があります。

- ・毎会計年度、特定のテーマを決めて行う「包括外部監査」
- ・特定の事件について監査委員の監査に代えて行う「個別外部監査」

区分	①包括外部監査	②個別外部監査
監査の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・財務監査 ・財政的援助団体等に対する監査 	<ul style="list-style-type: none"> ・有権者の50分の1以上の連署による事務監査請求 ・議会からの事務監査請求 ・知事からの事務監査要求 ・知事からの財政的援助団体等の監査要求 ・住民からの住民監査請求
監査対象事項	外部監査人自らが選定した事項（年1回以上）	外部監査によることを請求・要求された事項
契約先	自然人1人 弁護士、公認会計士、実務精通者（当該団体のOB除く）、税理士	
契約期間	毎会計年度当初～当該年度末	個々の契約で決定
契約制限	同一の者と連続契約できるのは3回まで	—
補助者	あらかじめ監査委員と協議し、補助者を使用することができる	
関係人調査	あらかじめ監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることができる	
義務と罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・善良な管理者の注意をもつての誠実な監査 ・公正不偏な態度保持と自らの判断と責任における監査 ・守秘義務 ・みなし公務員（刑法その他の罰則の適用については、公務に従事する職員とみなされること。） 	

包括外部監査の流れ



2 包括外部監査の実施状況

(1) 平成29年度の監査実施状況

平成29年度の包括外部監査は、次のとおり実施されました。

項目	内容
外部監査人	公認会計士 村松 淳旨
補助者	7名（公認会計士 加山 秀剛氏 外6名）
テーマ	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について
テーマの 選定理由	<p>学術的な研究により近い将来、東海地震が確実に発生することが指摘されてから40年余りが過ぎた。</p> <p>静岡県では、東海地震対策として、これまでに2兆2,789億円（昭和54年度から平成27年度）を支出し、全国トップレベルの地震・津波対策を実施してきた。</p> <p>その結果、学校・幼稚園施設の耐震化率は99.3%に達し、全国1位の実績となっており、その他にも、震災総合訓練の県民参加率や木造住宅耐震補強への助成をした戸数なども全国1位の実績を達成している。</p> <p>2011年の東日本大震災の発生を機に、国では、従来の単独地震の発生を前提とした被害想定について、南海トラフを震源域とする巨大地震など広域発生を前提とした被害想定への見直しを行うとともに、地震・津波対策の大幅な拡充を図った。</p> <p>各都道府県においても同様な見直しが行われる中、静岡県では、静岡県総合計画「富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン」後期アクションプラン（平成26年3月策定）において、「大規模地震への万全の備え」を“ふじのくに”づくりの総仕上げに向けた重点取組として位置付けるとともに、「第4次地震被害想定」を踏まえ策定した「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」においては、「想定される犠牲者を平成34年度までの10年間で、8割減少させることを目指す。」を減災目標として掲げ、各種の地震・津波対策の実施及び進捗状況の管理を行っている。</p> <p>近年の東日本大震災や熊本地震等の巨大地震の発生により、地震・津波対策に対する県民の関心が高まる中、これらの防災・減災事業の財務事務等の執行について、関係法令及び条例等に従い適切に実施されているか、経済性、効率性及び有効性の観点から合理的に実施されているかを監査することにより、今後の地震・津波対策の更なる推進に資するものと考えます。</p> <p>以上の観点から、当該テーマを選定した。</p>

監査対象とする部局	危機管理部、くらし・環境部、経済産業部、交通基盤部、教育委員会
監査対象期間	原則として平成28年度（必要に応じて、他の年度も対象とした。）
監査実施期間	平成29年6月1日から平成30年3月30日まで

（注）包括外部監査の結果は、県公報（平成30年3月30日）に掲載されています。
また、結果に基づき講じた措置についても、県公報に登載される予定です。

（2）監査結果

監査の結果は、次表に基づき「指摘」又は「意見」に整理して提示されます。

区 分	内 容
指 摘	次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他重大な事項 1 法令・条例・規則に違反している事項 2 収入確保に適切な措置を要する事項 3 予算を目的外に支出している事項 4 著しく不経済な支出又は著しい損害を生じている事項
意 見	組織及び運営の合理化など多様な観点から改善の必要があると認める事項

平成29年度の監査結果においては「指摘」とされた項目はありませんでした。

「意見」とされた項目のうち、主なものを以下に抽出しました。

- ・ 命を守るための対策を中長期的に進める際の進捗管理について
- ・ 地震・津波対策の取組強化について
- ・ 市町との連携について
- ・ 県民への情報提供について

(3) 年度別の実施状況

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
契約の締結	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	H26.4.1	H27.4.1	H28.4.1	H29.4.1
契約の金額	2,000万円を上限とする	1,850万円を上限とする	同左	同左	同左	1,750万円を上限とする	同左	同左	同左	同左
外部監査人	山下和俊 氏	同左	同左	内山昌美 氏	同左	杉原賢一 氏	同左	同左	村松淳旨 氏	同左
(資格)	公認会計士	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
(住所)	静岡市	同左	同左	浜松市	同左	静岡市	同左	同左	藤枝市	同左
テーマ	特別会計に関する事務の執行	県立静岡がんセンター事業の財務事務の執行等 (財)しずおか産業創造機構の出納事務の執行等	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行	道路事業の事務の執行及び経営に係る事務の管理について	県営住宅の事務の執行について	静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の財務事務の執行について	地方独立行政法人静岡県立病院機構の財務事務の執行及び経営に係る事務の管理について	過去の包括外部監査の措置の状況について	債権管理の財務に関する事務の執行について	防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について
補助者(人数)	7人	8人	7人	4人	6人	5人	5人	5人	6人	7人
公認会計士	6人	7人	5人	4人	6人	5人	5人	5人	6人	7人
弁護士	1人	1人	1人	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	1人 (公認会計士試験合格者)	—	—	—	—	—	—	—
結果の報告	H21.3.6	H22.3.17	H23.3.11	H24.3.30	H25.3.28	H26.3.25	H27.3.18	H28.3.25	H29.3.21	H30.3.27
結果の公表(公告日)	H21.3.31	H22.3.31	H23.3.31	H24.3.30	H25.3.29	H26.4.1	H27.3.27	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.30
措置の公表(公告日)	H22.3.31	H23.2.9	H23.11.8	H24.11.9	H25.11.8	H26.11.21	H27.11.10	H29.1.6	H29.10.27	H30年度内